

# 短時間就労を希望

## 厚労省、雇用率の対象拡大へ

企業などに雇用されて週20時間未満の短時間就労を希望する障害者のいる就労継続支援事業所が15%以上あることが4月23日、厚労省の審議会で分かった。現在、週20時間未満の就労は障害者雇用率制度の対象外で、雇用主は雇ってもメリットが少ない。厚労省は雇用率制度の対象者を広げる方向で検討していて、短時間就労を希望する人が対象となる可能性が出てきた。  
(福田敏克)

調査は高齢・障害・求職者雇用支援機構が2020年11～12月に行い、同日の労働政策審議会障害者雇用分科会(座長 阿部正浩・中央大教授)にその結果を報告した。

それによると、障害福祉サービスの就労継続支援A型事業所、同B型事業所を20年3月に利用した障害者について、週20時間未満就労の希望者がいるとしたのは、回答した74

47事業所のうち15%にあたる1078事業所。また、利用時間が週20時間未満の障害者がいるとした事業所は65・9%。雇用されて短時間働くことを望む障害者が福祉事業所に一定数いること、短時間なら通える障害者が多くの福祉事業所にいることが分かった。

短時間就労を希望する人の理由(複数回答)は「体調の変動・維持」一方、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度は、週20時間未満の障害者を雇ってもそれ以上働く人を雇うことを企業などに義務付けられない。

同日の分科会で企業側の委員は短時間就労の障害者を雇うことに理解を示した。障害者の職業リハビリテーションの専門の倉知延章氏が九州産業大教授は「短時間働く人を何人も表も同調した。」

が合算して雇用率に算定すべきだ」とし、精神障害者の家族会の代表も同調した。



障害者雇用分科会